

高校等の通学費を助成します！

＜ 高校等通学費助成とは ＞

高等学校等へ通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を助成することにより、子どもの教育に係る経済的な負担の軽減を図り、就学を支援し、教育の充実を図る制度です。（令和4年度までの「高等学校等の遠距離通学費助成制度」から制度を一部変更していますのでご注意ください。）

○助成対象者○

町内に住所を有し、高等学校等に通学する生徒の保護者

○助成額○

公共交通機関（JR・バスなど）の定期券購入額から7,200円を控除した額（月額15,000円が上限です。）

○助成金の算定方法○

通学定期の期間、額で算定します。
3か月定期や6か月定期の場合は、その月数で割って1か月当たりの金額を算出します。

○助成対象の要件○

自宅から生徒が通う高等学校等まで通常利用する経路の通学費として、「1か月当たり7,200円を超える公共交通機関の定期券」を購入していること。

○申請手続き○

申請書に必要書類を添えて申請してください。（申請書は町HP・教育委員会にあります。）

・4月～9月分 10月10日まで

・10月～3月分 3月10日まで

※1年分をまとめて申請をすることはできませんのでご注意ください。

○注意事項○

助成金の申請には、定期券の写しが必要です。定期券の写しがないと、その間の助成は受けられませんので、申請の時期まで大切に保管しておいてください。

○問い合わせ先○

新十津川町教育委員会事務局 学校教育グループ ☎ 76-4233

裏面もご覧ください。

高等学校等通学費助成事業

1 助成の目的	高等学校等（学校教育法第1条に定める高等学校、特別支援学校（高等部）及び高等専門学校をいう。）へ通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を助成することにより、就学の支援をし、教育の充実を図る。
2 助成対象者	町内に住所を有し、高等学校等に通学する生徒の保護者
3 助成金の額	公共交通機関の定期券購入額から北海道中央バス(株)滝川近郊路線の通学定期券1か月の購入費（7,200円）を控除した額 ただし、1か月の助成金の額は、生徒1人につき15,000円を上限とする。
4 助成金の算定	助成金の算定は、定期券の購入代金によるものとし、複数月の定期券の場合は、当該月数で除して得た額を1か月当たりの額とします。 他の制度で、助成を受けている場合は、他制度補助金等を控除する。
5 助成期間	生徒の通学する高等学校等の修業年限として定められた年数を限度（例：普通科高校3年、高等専門学校5年）
6 助成金申請書類	<ul style="list-style-type: none">○ 新十津川町高等学校等通学費助成金交付申請書○ 在学を証明する書類○ 定期券の写し又は通学定期券の購入が証明できる書類○ その他町長が必要と認める書類
7 申請時期	半年ごとに申請を受け付けます。 <ul style="list-style-type: none">○ 4月～9月までの分 10月10日までに申請○ 10月～3月までの分 3月10日までに申請 ※1年分をまとめて申請することはできません。
8 その他	(1) 次のいずれかに該当する方は、助成金の交付が受けられません。 <ul style="list-style-type: none">○ 町税等の滞納をしている。○ 虚偽の申請がある。○ その他、町長が公益上助成の交付が適当でないと認めるとき。 (2) 定期券の購入額、期間で助成金の算定をしますので、通学定期券の写し等を必ず保管しておいてください。 (定期券の写し等が無いとその期間の助成は受けられません。) (3) 申請書は町HPからの印刷又は、教育委員会事務局（ゆめりあ内）にて受取り、必要事項を記載の上、提出してください。
この事業の実施期間	令和9年3月31日まで ※令和9年4月以降は、令和9年3月31日時点で対象だった生徒のみ、対象生徒の修業年限まで助成を継続します。